

平成27年8月28日(金) 13:30~15:30

I. これまでの検討結果の振り返り

事務局 : (資料4-Iを説明)

委員 : (特になし)

II. 報告事項

事務局 : (資料4-II(1)、(2)を説明)

委員 : 市民談義所の内容について補足する。平成26年度に開催した第24回、第25回市民談義所については、平成26年夏のサンドバック変状を受けて、サンドバックの位置の議論が中心だった。サンドバックの法線を陸側に寄せて施工するという案が、宮崎海岸の侵食対策の目標である「浜幅50mの確保」を諦めて砂浜回復の目標を縮小したのではないかと捉えていた市民がおり、事務局と市民の意思疎通があまりできていない部分もあったため、談義所の中でじっくり議論をし、当初の砂浜幅の目標はあくまで変えないこと、陸側に寄せたのは、サンドバックの効果を最大限に発揮できる位置として決めた設置ラインだということを共有した。

平成27年度に開催した第26回市民談義所は、須田先生に砂浜の生態系について講演をいただいた。市民談義所の役割として、意見を交換して共有するというものと、市民が勉強して海岸についてもっと知識を得たり、みんなで海岸に対する意識を高めていくという目標もあるため、須田先生の講演を受けて宮崎海岸の今後のあり方について議論したという経緯である。第26回市民談義所の中で、事務局からも説明があったように、動物園東の埋設護岸設置範囲への階段設置の計画について、一部市民から「そんなことは聞いていない」ということで意見があった。事務局側としては、市民の海岸利用に配慮して計画したことだと思うが、それが市民談義所の中で議論されていなかったり、あるいは市民談義所以外のところから市民に情報が伝わったりということがないように、市民談義所の中で議論しながらそれを適切に事業の中に反映していくよう、もう一度注意する必要があるだろうということ、市民談義所の中で確認した。

第27回市民談義所では、市民発表の時間を設けた。事業が進む中で、市民の関心も多様化しており、市民談義所の中で議論すべきこと、議論したいと思っていることがたくさんあるということで、今までの市民談義所のや

り方に加えて、いろいろな人に市民談義所に参加してもらったり、いろいろなテーマについて話し合うような、新しい場や仕組みを作っていく必要があるだろうという議論にもなった。

Ⅲ. 検討事項

(1) 平成 25 年度に実施した対策の効果検証

事務局：(資料 4-Ⅲ(1)を説明)

委員：資料 4-Ⅲ(1)p.9 の「洗い出し作業結果のまとめ」表のうち、潜水目視調査の項目に、「これまでに突堤周辺では見られなかった依存性種」という記載があるが、この「依存性種」というのはどんなもののか教えてほしい。

事務局：岩礁など、付着基盤に依存するような生物種という意味である。そういった、岩礁性の環境が、突堤を建設することによってできたため、依存性種が出てきたということである。

委員：資料 4-Ⅲ(1)p.32 の幼稚仔に関する分析結果の中で、「これまで見られなかったフジノハナガイが初めて出現した」という記載があるが、フジノハナガイは宮崎海岸では珍しい種なのか。比較的、どこの海岸にでも生息しているような気がするが。

事務局：他の測点では見られていたが、大炊田海岸の測点では今まで見られなかったという意味である。

委員：資料 4-Ⅲ(1)p.35 の植物(植生断面調査(出現種、分布)、植物相調査)に関する分析結果の中でいう「植生帯幅」とはどこからどこまでの幅を示しているのか。海岸林になる前の、草等の部分を指しているという理解で良いか。

事務局：防潮林は含まない、草本類の幅のことを示している。

委員：資料 4-Ⅲ(1)p.79 の埋設護岸の評価の「今後の対策の方向性」の 4 項目目に、「埋設護岸には砂浜を回復する機能はないため」という記載があるが、これは書き方に工夫が必要かと思う。この記載は事実であるが、一見、埋設護岸がこの事業に対して何の効果も持たないという表現に聞こえるのではな

いか。実際には、砂浜を回復する機能は持たなくても、他の部分で機能は有しているため、書き方の工夫をした方が良いと思う。

事務局：誤解を招く表現であるので、事務局で修正案を考える。

委員：事務局の説明を聞いて、改めて「養浜」「埋設護岸」「突堤」の3つの対策をしっかりとリンクさせ、総合的に対策を行っていくことの必要性を感じたところである。突堤を早期に延伸していくことを目指していくべきであるという説明があったが、延伸に当たっての手順(手続き、課題、実施内容)の見通しがあれば説明してほしい。

事務局：突堤は本突堤 300m(南側)、補助突堤①150m(中央)、補助突堤②50m(北側)の3基計画しており、南側の突堤は75mまで施工が終わっている。今年度の工事は、北からの波浪により突堤付近に溜まった砂が、台風期の南からの波浪により一気に北のほうに移動しないように、補助突堤①のうち45mの設置を考えている。その後、補助突堤②に着手する。課題としては、漁業者との間で本突堤の延伸について合意形成がまだできていないので、努力していきたい。

委員：資料4-Ⅲ(1)p.77の埋設護岸の評価票の「今後の方向性」に「突堤北側に補助突堤を設置する」と記載されている。この文言は、今の議論を聞くと、実際には、突堤の長さは砕波点よりもまだ短く、効果を発現するのに足りないため、突堤の延伸のほうが必要であるが、漁業者との合意形成がまだできていない中で突堤の延伸ができないため、補助突堤を設置するほうを選ばざるを得ないという考えで書いていると思う。「今後の方向性」の項目には、そのような背景を書いておいたほうが良いのではないかと思う。

委員：資料4-Ⅲ(1)p.82~85に、海岸の状況を写真で追っている資料がある。これは非常に貴重なデータだと思う。今後も同地点での変化がわかるように今の写真の撮り方を継続してもらいたいが、これから突堤を延伸していった時の変化をよく捉えるためには、一ツ葉パーキングエリア前(3k000)と突堤北側(2k200)は写真を撮る方向を海側(東側)に振ったものも今後は撮影した方が良いのではないか。今の構図では、写真の半分以上に既存の護岸が大きく写っているため、もう少し、海側に突堤の先のほうまで振った構図でも撮影して追加の資料としていったほうが突堤延伸時の砂浜の付き方や景観の変化はわかりやすいのではないかと思う。

事務局：参考資料 1p. 4-177 に、海側に振った構図の写真を付けている。こちらの構図ではどうか。

委員：この構図で良いと思う。

委員：資料 4-Ⅲ(1)p. 77 の突堤の評価に、「対策は概ね順調に進んでおり工法を継続」という文言がある。養浜の評価(資料 4-Ⅲ(1)p. 73)にも同じ文言がある。これは、定型でこのような文言を書かざるを得ないのか。最後の結論だけを一見すると、突堤は今の長さで充分効果を発揮していると言っているように見える。「順調に工事は進んでいるが、まだ十分な効果発現には達していないので、今後さらにこの工法を継続する」という意味合いかと思うが、この文言にそのような意味合いも入っているという理解になるのか。

事務局：「対策は概ね順調に進んでおり工法を継続」という文言は、資料 4-I p. 11 に示しているとおり、効果検証分科会の中で決めた評価の項目の書き方である。しかし、委員の指摘のとおり、「100 点満点である」と評価したような誤解を受ける可能性があると思う。対応として、例えばこれに括弧書きで補足説明を入れるというのであれば可能かと思っている。

委員：評価票の「評価」の項目の前段には「効果の発現というところまでは充分に見えてきていない」というのが書かれているため、ここを見ればわかることではある。効果検証分科会で決めたことで、こう書かざるを得ないということであれば、異論はない。

事務局：「評価」の書き方は、効果検証分科会の中で議論したものである。「課題」と「今後の方向性」の両方を読めば、委員から指摘のあったようなことを記載しているが、どうしても結論である「評価」のところに目が行ってしまいがちなので、何か工夫をしたい。

委員：「評価」の文言は効果検証分科会で決まったものではあるが、一般的には、我々、最後の文言だけ見てそれで良しとしてしまうところもあると思う。この評価の仕組みは、決して最後に都合のいいところだけ書いているのではなく、その過程で課題等いろいろなことが書かれているため、この部分がちゃんと読んでもらえるような工夫も必要であるかと思う。

委員：資料4-Ⅲ(1)p.73の養浜の評価票の「対策実施による効果・影響」の環境のところで、「石崎浜と住吉海岸におけるアカウミガメの上陸頭数が既往最小値を下回った」という記載がある。これは、平成26年度の調査結果であり、埋設護岸を設置する前の養浜土砂がすごく硬い状況で、波に洗われて養浜が垂直護岸のようになっていたため、アカウミガメは、上陸していただろうが足跡がまったく確認されなかったことから、調査の段階では上がっていないという判断をしたと思う。埋設護岸を設置する前の状況だということを明記しないと、埋設護岸を設置したためにアカウミガメの上陸が減ったというような誤解をされるのではないかと気になった。

事務局：御指摘のページでは、石崎浜と住吉海岸の当時の状況(埋設護岸の設置前であること)がわかりにくいため、文言を補足して記載する。

委員：平成25年度の対策について、本日出た意見等について加筆・修正した上で、効果検証分科会で検討した評価案として委員会に提出するということでした承いだけるか。

委員：(異議なし)

(3)平成27年度後期以降の調査実施計画(案)

事務局：(資料4-Ⅲ(2)を説明)

委員：資料4-Ⅲ(2)p.11~12の平成27年度工期以降の調査計画案で、「35.利用調査」については実施しないことになっているが、どのような調査を考えているのか。

事務局：「必要に応じて」ということで現在のところは実施しない計画にしている。平成26年12月~平成27年2月頃に突堤北側基部に砂浜が付いたときは、そこでのサーフィン利用がかなりあったので、利用者に、前はどうだったのか、今後どうなったらいいのかという要望をヒアリングすることもあり得るかと思っている。

委員：サーフィンは、地形と波がリンクしており、魚釣りも、地形と魚の居場所がリンクしているため、どこでどういう利用がされているかというのは侵食対策事業にとってかなりわかりやすい指標であるかと思う。宮崎海岸出

張所で、週に 1 回の海岸巡視もしているので、そんなに難しい調査ではないのでデータを蓄積したほうが良いかと思う。

事務局：御意見いただいたように、データを蓄積しながら、ヒアリングも実施し、少しでも市民に楽しんでもらえるような海岸にしていきたいと思う。

委員：資料 4-Ⅲ(2)p. 11~12 の平成 27 年度工期以降の調査計画案で、「28. 鳥類調査」は「5 年毎の調査として平成 26~27 年度に調査を実施することとした」との記載があるが、平成 28 年 3 月分の実施は、平成 27 年 6 月(初夏)、9 月(夏)からの一連で実施するという理解で良いか。

事務局：鳥類調査は平成 26 年 10 月(秋)、平成 27 年 1 月(冬)から継続して 1 年間実施する予定であったが、諸事情で平成 27 年 3、4 月(春)に調査ができなかった。イレギュラーではあるが、この分を平成 28 年 3 月に実施し、春の渡りの調査として、1 年分の調査結果としてまとめていきたいと考えている。

委員：資料 4-Ⅲ(2)p. 11~12 の平成 27 年度工期以降の調査計画案で、「37. 景観調査」は、現地及び視点場からの目視及び写真撮影を、突堤と埋設護岸設置箇所付近の両方で実施する調査となっている。市民談義所をやっている、サーファーの参加者が海岸の「見え方」をかなり気にしているという印象を持っている。陸側からの海岸の見え方と、サーファーの人たちが海の上から砂浜を見ているときとで印象が違うように思うが、海側からの海岸の見え方については景観調査の中には含まれないのか。

事務局：現状では調査を行っていないが、利用実態調査の中で、サーフィン利用者から景観面、サーフィンにとっての波の良い時期、砂の付き方も含めて、ヒアリング調査という形で実施できたらと考えている。

委員：今後、漁業者とも突堤について等、いろいろと話していくことになると思うが、海の上から陸側を見たときの印象というのは、ふだん陸側にいるとあまり気づかない部分もあると思う。このようなことを頭に入れて調査すると、今後の市民談義所でも議論がスムーズになるかと思ったので、検討してもらえればと思う。

委員：効果検証分科会としては、説明のとおりで平成 27 年度後期以降の調査実施計画案について了承ということで良いか。

委 員 : (異議なし)

以上

(注)「委員」の発言には、オブザーバーの発言も含む